

# 皆野町は妊活しているご夫婦を応援します！

不妊治療を受けたご夫婦に対して、助成金を支給しています。

事前に医療機関に記載していただく書類がありますので、下記担当までお問い合わせください。

助成対象事業※1	対象者	助成金額※2	必要なもの
特定不妊治療費	体外受精・顕微授精を受けたご夫婦	35万円	○埼玉県不妊治療費助成事業特定不妊治療実施証明書の写し ○埼玉県不妊治療費助成事業特定不妊治療支給決定通知書の写し ○不妊治療費の領収書(原本) ○印鑑
不妊治療費	不妊治療を行なっているご夫婦	5万円 (自己負担額の1/2)	○薬剤内訳書 ○不妊治療費の請求書(原本) ○印鑑
不妊・不育症検査費	不妊・不育症検査を受けたご夫妻 (検査開始時の妻の年齢が43歳未満)	2万円 (1組の夫婦につき、1回限り)	○不妊・不育症検査費助成事業に係る実施証明書 ○不妊・不育症検査費の領収書(原本) ○印鑑

※1 特定不妊治療費助成事業と不妊治療費助成事業は、同一年度内に両方の助成を受けることはできません。

※2 助成金額は補助上限であり、1年度1回の支給です。

問合せ 健康こども課 健康づくり担当 ☎62-1288

## 歳末たすけあい配分事業を実施します

歳末たすけあい募金をもとに、支援を必要とする世帯などに対し配分を行います。

**配分予定金額** ①・②とも、1世帯 5,000円

※募金の受入状況および申請数により、変動する場合があります。

**申込み** ①・②とも、11月19日(金)まで

### ①歳末援護金

**対象** 次の全てを満たす世帯

- (1)生活困窮が著しいこと
- (2)在宅で生活していること（施設・病院などに入所・入院しているかたは対象外）
- (3)生活保護を受給していないこと
- (4)世帯全員が、令和3年度町・県民税が非課税であること

### ②ひとり親世帯入学助成金

**対象** ひとり親世帯か、父母のない子を扶養

している世帯で、子が令和4年4月に小中学校に入学予定であること

問合せ 社会福祉協議会 ☎62-4615

法務局に

## 預けて安心！！ 遺言書保管制度

法務局で「自筆証書遺言書保管制度」が利用できます。

この制度は、自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局（本局・支局）に遺言書の保管を申請することができる制度です。保管制度を利用すると、遺言書の紛失、隠匿および改ざんなどを防止することができます。

なお、これまでどおり自筆証書遺言書は自ら管理することもできますし、公証役場において公正証書遺言を作成することもできます。

詳しい手続きは、さいたま地方法務局ホームページをご覧ください。

さいたま地方法務局

検索

問合せ さいたま地方法務局 秩父支局 ☎22-0827